

第 3 回 (仮称) 対馬市森林づくり条例検討委員会 会 議 資 料



**開催日時：平成23年 1月21日(金)
14時～16時30分【予定】**
開催場所：対馬市役所別館大会議室

会 議 次 第

(1) 開 会

(2) 新規委員紹介

(3) 前回検討会会議録公表状況

(4) 条例策定に係る他公共団体調査結果報告

(5) 条例（たたき台）に対する協議・意見交換

(6) その他

1) 次回以降のスケジュール

2) その他

1

第2回検討会会議録公表状況

(1) 公開手段：対馬市ホームページにより

市ホーム：<http://www.city.tsushima.nagasaki.jp/index.html>

条例関係：http://www.city.tsushima.nagasaki.jp/policy/post_37.html

(2) 公開内容：下記及び別紙のとおり

<p>市の政策</p> <p>市の政策 トップページ</p> <ul style="list-style-type: none">対馬市の計画行財政改革わがまち元気創出支援事業市民協働地域マネージャー制度対馬市例規集市からの公表コミュニティ・ビジネス補助金新規ビジネス応援事業補助金対馬市地域交通検討委員会ふるさと納税制度のご案内〈仮称〉対馬市市民基本条例検討委員会〈仮称〉対馬市森林づくり条例検討委員会	<p> (仮称)対馬市森林づくり条例検討委員会</p> <p>本市の約9割を占める森林資源の有効活用と対馬ヤマネコをはじめとする多様な生物の保護・保全のルールをつくることを目的に〈仮称〉対馬市森林づくり条例の検討を行っています。委員会は、公募委員、関係機関委員、学識経験者等の19名で構成され、来年の8月を目途に条例案の取りまとめを行い、市長へ提言する予定となっています。</p> <p>今後、市民の皆さまにも参加いただく機会を設けたいと考えております。</p> <p>また、委員会は、公開により開催されていますので、興味のある方は、是非ご参加下さい。</p> <p>〈第2回検討委員会(終了)〉</p> <p>日 時：平成22年10月22日(金)14時～16時30分</p> <p>場 所：対馬市役所別館大会議室</p> <p>会議内容</p> <ul style="list-style-type: none">○第1回会議内容確認及び公開状況○条例策定のポイントについて(講義：佐藤委員)○今後の対馬市の森林活用手法について○条例骨格之検討(意見交換) 他 <p>・会議資料(PDF) ・議事録(PDF)</p> <div data-bbox="507 1355 1056 1534"></div>
--	--

第2回 対馬市森林づくり条例検討委員会 会議記録

- (1) 日 時：平成22年10月22日（金）14時～16時30分
- (2) 場 所：対馬市役所 別館大会議室
- (3) 出席者：小島多鶴子会長、佐藤宣子委員、原嶋理恵子委員、大石辰慶委員、西山雅之委員
小島博實委員、小宮伸之委員、山口清継委員、細井尉佐義委員、松尾尚洋委員
梅野善弘委員、水崎進介委員、棧原久之助委員、永留浩委員、上原正敏委員
近藤義則委員、比田勝尚喜委員【計 17名】
- (4) 欠席者：小松勝助委員、松原敬行委員【計 2名】
- (5) 事務局：農林振興課【増田課長、舎利倉係長、西川係長、西山技師】

【会 議 次 第】

- (1) 開会
- (2) 委嘱状交付（前回欠席委員1名）
- (3) 第1回会議内容及び公開状況
- (4) 条例策定のポイントについて
- (5) 市の今後の森林活用手法について
- (6) 対馬森林組合「緑の循環」森林認証に係る計画内容について
- (7) 条例骨格の検討
- (8) その他
 - 1) 次回以降のスケジュールについて
 - 2) その他

《検討会内容》

- (1) 開会
小嶋会長の開会宣言により開会
- (2) 委嘱状交付
前回欠席の上原委員へ斉藤副市長より委嘱状の交付の後、L委員より委員応募の経緯、考え等の発言あり。

L委員	対馬の山をよくして未来へつなげたいと思い応募した。時代に何を残すべきかをみんなに考えてもらいたい。また、有害鳥獣の被害もひどく、これを原因とした農林業の衰退が激しいので、これを防ぎたい。
-----	---

(3) 第1回会議内容及び公開状況

第1回検討委員会の内容及び市HPや市報、報道機関による公開状況について、事務局より説明。

(4) 条例策定のポイントについて

有識者委員である A 委員より前回検討会時の関係機関調査の概要を踏まえ、本市の条例策定に際し、ポイントとなるべき事項について、説明の後、質疑応答。

<p>A 委員</p>	<p>森林の働きは様々であり、一面に偏った方策で片付けることはできない。対馬市では Co2 の吸収能力や生物多様性に対する関心度が高いように思えるが、土壌保全に付いて話題に上ることが少ない。土壌保全も大事な働きの一つである。また、生産技術や販路、加工について検討をしなければならないのではないかと。</p> <p>島内での情報共有も不足しているように感じる。間伐が遅れている林分は下草も生えないので、土壌保全にも生態系の保全にも非常に悪い。林内が暗いまま皆伐してしまうことが土壌保全の点でもっとも良くない。間伐が二酸化炭素の吸収量が増えるというしっかりしたデータはない。増加も減少もそれぞれの報告があり、断言できない。ただし、京都議定書では整備された人工林の吸収量のみが計上されることになる。</p> <p>老齢木は炭素吸収能力が悪いので全部きって若い林にした方がいいという意見があるが、大木は多くの種（ドングリ）を落として、森林更新を促進するし動物の食料供給源になったりするので、大きな木は少なくとも種子の供給分は残した方がいいと思う。</p> <p>対馬でゾーニングと目標を定め森林の経営に結びつくようにする。人工林なら、生産林にするか、非生産林（環境林）にするか。天然林の生産林なら伐採面積の分散化など、かかるコストをうまく相殺できるシステムが必要。非生産林でも受光伐程度の管理は必要である。</p> <p>林野庁は三機能区分をなくす予定であり、森林法の改正により市が決めるようになるので、目標を定めて決めていければいいと思う。</p> <p>条例策定に当たって、土壌保全はすべての機能を発揮する土台になること。国は生産林の拡大を目指しているので、切り捨てや、天然林施業には補助が出ない。人工林の生産林に特化した政策であるが、それに追随する必要はない</p> <p>また、規制だけでは進まないで経済的な補助も必要。既存の林産物に対する技術革新や、販路拡大の必要性。森のストーリーづくりが必要。J-VER も市場に任せれば価格は 2,000 円/ton などになり、負担だけが増える。</p> <p>生業に結びつけることは大切であるが、それだけではないことも意識しなければならない。</p>
<p>Q 委員</p>	<p>対馬の山は人工林も天然林も暗いと言うが、天然林は自己機能で自然と繁栄していくのではないかと。皆伐をやるときに必要なに応じて残すと言う方法はいいと思う。また、切り捨て間伐が必要だと言うが、それほど強くもなかった今年の台風で林地残材が流出している。そのような事例を減らすために森林組合などと力を合わせて間伐材利用を推進して欲しい。</p>
<p>C 委員</p>	<p>数年前、間伐材の流出で橋などが壊れる事件が長崎であり、それを契機に作業員には伐倒後の木の扱い気をつけるように徹底している。川や谷に落ちた木は必ず引き上げるようにし、大水でも流れないようにしている。</p>
<p>P 委員</p>	<p>切り捨て間伐はこれまで切りっぱなしだったが、等高線と平行に倒せば、林内を水が走ることも防げるので、土壌も守れるし、流出も防げる</p>

	ので進めていくべきと考える。
A 委員	どちらも正論だと思う。河川に近い箇所での切り捨ては気をつけなければならない。あまりにも道が入っていない為に間伐材の利用が進んでいないのが現状である。しかし、将来的に天然林に戻すべきところや、作業道を入れては行けないような場所では切り捨て間伐の方が良いのではないかと思う。
B 委員	私は観光の仕事をしているが、切り捨て間伐をしている箇所は醜い。また、丸坊主になっている山林も観光資源としては台無しである。条例にはその辺りを考慮した項目も盛り込んで欲しい。全島の山林を案内し、島外の人意見を直接聞く機会が多いのだが、島の印象は林業にとどまらず観光にも響いてくるので、一手間かけて綺麗な森林を作るように考えれば島も生きていけるとし、島がいかによろしいかを住民に気づいてもらえると思う。
L 委員	山林の経営をこれまでやってきたが、若い頃は天然林が広がっていた。今はシカやイノシシに食べ尽くされ、日が当たる場所でも若芽や下草がない。今も山林に入るが、鹿ダニが大量にわいている。地面に座ることもできない。ヤッケも脱げない。杉やヒノキもシカが皮を剥いでしまう。米や蕎麦などの農作物も鹿やイノシシに荒らされてしまう。クヌギの人工林を作ろうとしたが、イノシシが根から引き抜いてしまう。補植には補助金も出ないのでできない。
会長	貴重なご意見ありがとうございます。後段の条例骨格の検討の折に各委員の想い、考えをお聞きしたいと思いますので先に進めます。

(5) 市の今後の森林活用手法について

本年度以降の市における森林活用手法（二酸化炭素排出権取り引きへの参画）について、平成21年度の調査結果を含め、見通し等を事務局より説明。

(6) 対馬森林組合「緑の循環」森林認証に係る計画内容について

平成20年度に対馬森林組合が「緑の循環」森林認証を受けており、その内容において、生物多様性保全や森林環境教育等、本条例の策定にあたり参考となるべき事項が多く含まれていることから、C委員より内容の説明をいただいた。

～ 休 憩 ～

(7) 条例骨格の検討

事務局より、条例の骨格案についての説明。

その後、各委員の考えや意見交換を実施。

《主な意見、質疑》

L 委員	有害鳥獣についての記述が絶対に必要だとおもう。また、伐採については、届け出ではなくて許可制にした方がいいのではないかと。というのも、広葉樹も針葉樹もまっすぐな木を残す様にしないといけない。梢などがなくなり、餌が不足したイノシシは里に下りてくるが、木の切り方に問題があるのではないかと。低く切った場合、萌芽が周囲の草木に負けてしまうのではないかと。と思う。
事務局	届け出は森林法に定められた制度なので、これを許可制にできるかは検討が必要ではあると思う。
G 委員	自分の場合、低くから切るが萌芽が十分に出ている。
L 委員	全伐では出るが、優良木を残す様にすれば負けてしまう。
I 委員	一般的には低い箇所ですと切った方が萌芽しやすいと言われている。また、県の補助事業では一般的に切り倒して玉切にするところまでを見て、その他の横に並べるなどの整理を見ていない。そこには人件費がかかるのでそれが必須だと定めると、かなりの社会的コストがかかる。やはり、森林組合がそうしているように谷や、川辺などを整理するに留めるしかないのではないかと。また、チェーンソーよりもノコギリの方が山にいいとして、それで林業が成り立つかと考えれば難しいのではないかと。
M 委員	森林所有者の責任や役割を定めるにしても、所有者が自分の山を知らない点で問題が出てくる。現在、整備が進まないのもそれが原因の一つである。特に若年層に顕著であるので、条例を策定し、定めても活用されないのではないかと。国調や入会林の整備が進んで、各自自分の山が簡単に確認できるようになれば、いいと思う。
事務局	地籍調査についてであるが、現在の進捗は四割程度である。今のペースで進めていくと、完了まであと35年程かかる見込みである。地積調査は75%の補助率で、25%は市財の持ち出しである。事業費は年間三億円程度である。森林の事業にも境界の明確化などの事業もあるので施業をする場合にはまず境界確認を行うなどして行けば、地積調査の必要箇所が減っていき、進捗も進んでいく。そういった方法が採ればいいと思う。
A 委員	中世時代からの流れで入会林がかなり入り組んでいるが、今がそれを把握している最後の世代だと思う。次の世代になるといよいよ解らなくなるので早急な整備が必要だと思う。
事務局	入会についてであるが、地積調査の中では共有名義の山でも境界を決めることができる。登記上は一つの共有林であるが、分け山として現所有者を確定し、課税を地区から個人にしていければいいと思う。
K 委員	生物への様々な配慮を所有者が計画にし、市が認定した森林についてはそこで生産された木材やCO2排出権などを、市が広告する。それについて市から手厚い補助が出せれば、環境につながるのではないかと。環境配慮と補助がうまく絡めば動いていくのではないかと。市民会議については、どのような計画が作られているかを公表し、専門家を呼んで、科学的にどうなのかを検証したりすればいいのではないかと。

J 委員	基金の設置についてであるが、国の方で加速化事業の予算を議会にかけると聞いているが、5兆円枠のこの事業とタイアップして基金を設置できないか。いずれにせよ、地元から資本を集めることは困難であると思う。
事務局	加速化事業を充てることは難しいと認識している。基金の原資としてはカーボンオフセットなどの売り上げを充てるように考えている。これを今まで手が届かなかった分野に対し補完していくようにと思っている。
I 委員	一般的には所有者には役割までしか求められないかと思うが、どこまで踏み込めるかはこの条例の課題ではないかと思う。林業事業者についても明確にしていければいいと思う。森林の施業を専門的な生業にしている事業体と林業も手がける一般事業体などもあるので明確にできればと思う。
N 委員	林業経営の面に偏っているように思う。生物多様性などについても入れて欲しい。対馬の南部は戦後まで原始林や照葉樹林が多くを占めていたと聞いたことがある。
H 委員	業者が条例に対して担えることとして、漁業者も漠然と森林と海の繋がりを意識し始めているが、具体的な動きはないので、魚付き林などのモデル的な場所を作ってもらい、漁業者が積極的に参画するシステムを作ってもらいたい。参加すれば森林の重要性に具体的なイメージも持てると思う。対馬の中に漁協青壮年部という団体が上対馬漁協にしかなくなってしまったので、上対馬漁協から始めたりして、横の繋がりを築いていき、その上で、条例の意味があるシステムを作っていきたい。また、森林啓発活動などに参加するのは地元出身者ではなく、島外出身者が主であるようなので、地元の人に参加しやすく、興味を持てるシステム作りも必要。
G 委員	森林と海の関係性に漠然と解ってきたということであるが、昔漁師をしていた頃は、海が荒れたら仕事をしていなかったが、路網整備を進めれば軽トラックで漁師の人達も山に入れるようになる。そうすれば漁師も山に入るのもいいと思う。歩いてまで山に入ろうという人はなかなかいない。むしろ、漁師こそ新たに森林経営に参画すれば、時化の日も仕事ができるので得る物が大きい。また、動植物の保護について、イノシシもヤマネコも動物であるので、駆除しなければならないイノシシや鹿など、矛盾がないように記載していただきたい。
F 委員	責務についてであるが、条例で規定するのはかなり慎重にならないといけないと思う。役割に限定するべきだと思う。もし責務を定める場合は、時間をかけて周知徹底していかなければならない。委員会で責務まで制定できないと思う。また、 天然林 は自然淘汰でいいのではないかという意見があったが、1月に森林シンポジウムで C.W.ニコル氏の手を加えた天然林の話の聞いたり、9月に栃木で手を入れた天然林と手を入れていない天然林を見たが、天然林にも手入れが必要だと思った。自然淘汰というが、実際には数千年かかるのではないか。

A 委員	天然林は生態系が弱くなっているのです、下層植生をイノシシなどが食べ尽くす状況では数千年かかっても戻らない。
F 委員	天然林であっても健全な更新には人間が補助しなければならない。杉やヒノキについても価値がなくなったので自然淘汰でいいと <u>いう人もいるが</u> 、広葉樹ではなおさら手を加えないでいいと思っている人が多いようである。
A 委員	手を加えない箇所も必要だと思うが、今まで手を加えてきた森林には、まして鹿やイノシシが生息する状況では、むしろ広葉樹林の方が土壌流出がひどいという研究結果もある。施業路の専門家は鹿にくわれた広葉樹林の、中でも照葉樹林は悪いと聞いている。
F 委員	天然林にも手入れは必要だという認識は委員全員で共有したい。カーボンオフセットについては3月に5機関で協定が結ばれたが、これで申請してはどうか。
事務局	それが理想であるが、複数組織の場合、責務などの問題でうまくいっているところが無いとの報告もうけているので、労力と責任所在の明確化が必要であり、最悪の場合は市が単独で申請することになると思う。赤字になったとしても、環境王国・対馬を対外的に発信する取組みとして実施したいと考えている。
F 委員	<u>県か林業公社に質問であるが、作業道を開設する際に、表土を剥いて、その後、埋め戻す施業が可能な機材があるとお聞きしているが、実際、他の都道府県でそのような機材を整備し、環境に配慮した作業道の開設を指導、推進している都道府県はないか。</u> ※上記機材名：ザウルス【松本システムエンジニアリング】 “ザウルス”（フォーク収納型全回転グラップルバケット）は、平成10年度林野庁「林業災害防止・多用途機械開発改良事業」の開発委託契約を（社）林業機械化協会との間で締結致して居ります委託開発製品、平成10年10月4日・5日に鳥取市で開催された、鳥取県及び（社）林業機械化協会主催の“98林業機械展示・実演会で大きな反響を得た。“ザウルス”はグラップル機能とバケット機能を併せ持つ、多目的アタッチメントで2つの機能を専用機と遜色なく発揮する事が出来る、画期的な製品である。また、“ザウルス”は用途も広く、林業における林道敷設はもとより他分野（災害復旧作業・解体作業・廃棄処理作業・廃材の分別作業・造園作業）での各作業分野における、これからの機械化に最適な製品といえる。
J 委員	自治体としてそのような規定をしているという話は聞いたこと無いが、大分のイズミ林業では枝条を敷いてその上を重機が動く様にしていると聞いたことはある。
I 委員	A委員の講義でもあったとおり、作業道は水との戦いであり、雨滴による土壌流亡防止のため緑化を早期にする必要がある。そのために種を含む表層の土を戻してやると草が生えやすいので、そのような施工はある。ただ、その緑化に補助は見えていない。

J 委員	<p>作業路開設後、数年は木が生えない。が、土羽は柔らかいので種が落ちてくれば萌芽する。ついでに言えば、いま路網整備が脚光を浴びてどこもかしこも路網を入れている様に見受けられるが、入れてはいけないところもあり、例えば急傾斜地や岩が多いところは土砂が落ちて自然を破壊するケースもあるので、無理なところには道を付けないということも大事だと思う。今、国の方でも批判が出ており、拡大造林期に適地ではない箇所にも造林をしている。いま、道を入れてはいけない箇所にも道を入れると批判的になりかねないので、道の必要性は十分に感じているが、無理なところは架線なども考慮しつつやって欲しい。特に海岸線辺りは道づくりが難しく、天然林の改良も、シイタケ原木があるところは切ったりしながらできるが、常緑広葉樹がある箇所は地形も厳しく改良できない。そういった箇所は天然林でも改良しないなどの棲み分けが必要だと思う。国から予算を獲得し、海岸沿いの森林は市有林化できないかと思う。</p>
E 委員	<p>自分も山林は保有し、大体の箇所は把握しているが、何十年も入っていないのが現状である。今後 Co2 の吸収量で協力できることがあれば、協力は惜しみません。漁業者としての立場として言わせてもらえば、平成 20 年 8 月 1 日から一部の漁業者で省燃油に対して取り組んでいる。その後も 2 サイクルから 4 サイクルなど、なるべく二酸化炭素を排出しないようにしている。森林に吸収してもらい、漁業者は排出量をより抑えていく。</p>
D 委員	<p>前回は林業で生計を営める体系作りに触れたが、案の 15 条でも木材利用促進に掲げられているが、事務局から J-VER に付いての説明があったが、エコ減税のように、例えば対馬材で家を建てた場合に規定を作り減税をすとか、運用益が出れば助成するなどのやり方をしていけば林業の単価を上げることも可能になっていくのではないかと。</p>
C 委員	<p>案第 5 条に森林組合の責務とあるがこれは個人的には必要だと思う。また、市民の森林づくり活動の推進についてであるが、対馬には森林ボランティア【※森林のことを考え施業（植樹・間伐等）に参加するボランティア活動】がない。また、対馬には緑の少年団が 3 つ【※1 つは活動停止中】あるので、この辺りを活用していったらどうかと思う。</p>
B 委員	<p>思い切って作ろうというのだから、他がどうだから倣ってではなく、島独特の独自のものを作って欲しい。森林環境税に関しては来年で終了する。続くかどうかは検討委員会が開かれている。用途については自分が対馬から 1 人委員として参加しているが、5 千万円の枠を使い、森林の理解を深める公募事業を行っている。県民税と一緒に徴収されるのでほとんどの人は何をやっているのか解らないと思うが、一番の恩恵を受けているのは対馬市である。総額で言えば 3 億のうち、1 億円超を対馬で消化している。市民の方には市報などで告知してもっと知って欲しい。</p>
A 委員	<p>森林の将来的なビジョンを元にゾーニングし、そのために何が必要で、誰に何をしてもらおうかを決めていかないとぼんやりとした議論をしていても前には進まない。三機能区分のゾーニングは国が定めていたが、これが廃止され市が設定しなければならない。これを条例に定めて先取りを。また、対馬らしく、漁業者や子供の役割を打ち出したら、『市民の』というよりもそれぞれがどのように関わったらいいか、明確にして条例に盛り込めたら。役割か責務かであるが、あくまでも条例であ</p>

	<p>るので責務と表記しても強制力はないが、意気込みを込めて強い表記の方がいいのではないか。対馬はこういう考え方を持っているという外部への発信力にもなる。そのためには、市民や、森林所有者、民間林業事業者などに合意してもらわなければならないので、話し合わなければならないが、合意した段階では決めたことに関しては、市から勧告などを含めてハードルを設置した方がいいのではないか。</p>
--	--

以上により条例骨格検討は終了。

(8) その他

1) 次回以降のスケジュールについて

事務局より、次回検討委員会日程及び次回委員会迄の間のイベント（“森づくり学習・体験イベント”及び食エコ・フェスタ）等の日時、内容等について説明及び参加依頼。

2) その他

K 委員より先に提案のあった既に同様の条例を策定している地方公共団体へのその後の取り組みや意識の変化、条例に基づく計画の有無、計画の内容等のアンケート調査の実施について、アンケート案の説明及び調査票確認を依頼。

※次回検討委員会については、12月17日（金）を予定しているものの、上記調査の結果取りまとめ及び条例（たたき台）の提示を予定していることから、本年中の開催は厳しく、平成13年1月の開催になる可能性があることを説明し、了承。

以上により終了

2 他地方公共団体調査結果について

- (1) 調査票送付月日：平成22年10月29日（金）
 (2) 調査先：既に同様の条例を策定している市町等
 (3) 調査内容

番号	調査内容
1	条例策定年月日及び名称
2	策定時における市民等からの意見収集方法 ・パブリックコメント、アンケート調査、市民委員公募 等
3	条例の目的、理念を達成するための実施計画策定の有無
4	条例制定後の新たな施策（事業・イベントなど）の実施有無
5	条例制定の効果及び策定後の検討課題（意見聴取）

※パブリックコメントとは？

公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に（＝パブリック）に、意見・情報・改善案など（＝コメント）を求める手続をいう。公的な機関が規則などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すもの。

(4) 調査回収結果

番号	市町及び担当部局名	回答の有無
1	金沢市 産業局 農林部 森林再生課	11月11日（木）回答済
2	豊田市 産業部 森林課（愛知県）	11月12日（金）回答済
3	新城市 産業立地部 森林課（愛知県）	11月8日（月）回答済
4	設楽町 産業課（愛知県）	11月11日（木）回答済
5	南陽市 農林課（山形県）	11月12日（金）回答済
6	久万高原町 森林林業課（愛媛県）	11月8日（月）回答済
7	湯河原町 農林水産課（神奈川県）	11月8日（月）回答済
8	下川町 建設林務課（北海道）	11月15日（月）回答済
9	関市 環境経済部 農林課（岐阜県）	未回答

※9地方公共団体中、8団体【回収率：89%】

(5) 調査結果 (概要)

	神奈川県 湯河原町	愛知県 新城市	愛知県 久万高原町	愛知県 設楽町	山形県 南陽市	愛知県 豊田市	北海道 下川町	石川県 金沢市	岐阜県 関市
条例名	湯河原町 森林づくり条例	新城市森づくり 基本条例	久万高原町森林づ くりと木へのこだ わり条例	設楽町森づくり 条例	南陽市森づくり 条例	豊田市森づくり 条例	下川町森林づくり 条例	金沢市森づくり 条例	現時点で回答なし
条例策定日	平成18年12月1日	平成21年4月1日	平成20年9月11日	平成21年3月2日	平成20年3月11日	平成19年4月1日	平成16年4月1日	平成15年3月24日	
市民からの 意見収集方法	・パブリックコメン トの実施	・パブリックコメン トの実施	・産業建設専門委員 会の設置	・郡単位の近隣市町 村で構成する会 議で策定	・特に無し	・パブリックコメン トの実施 ・アンケート調査 ・条例策定委員会へ の市民公募委員 ※委員会での真剣 な討議(複数回)	・農林業振興審議会 で議論	・条例策定検討委員会 への市民委員公募	
条例に基づく 計画の有無	策定無し	策定有り	策定無し	策定無し	策定無し	策定有り	策定無し	策定有り	
計画名		新城市森づくり 基本計画				豊田市森づくり 基本計画		金沢の農業と森づくり プラン	
条例制定後の 新たな施策等	年1回の森林づく り審議会開催	策定したばかり 新たな施策は計画 に基づき今後実施	・町産木材利用促進 事業(木造住宅へ の補助金交付) (H20~) ・未利用間伐材活用 促進事業 8,000円/m ³ 以下の 原木に対する 補助(H20~) ・住宅相談窓口設置 (H20~) ・町有林のSGEC 取得	・新たな施策は無い ものの条例制定 前から実施して いる「したら森林 まつり」を開催す る5月を「設楽町 森づくり月間」と し森づくりの普 及や啓発に努め ている。 ・小学生を対象とし た間伐体験の実 施	・企業の森づくり事 業として3社と 協定し、森林整備 や植樹活動等を 実施中。 ●吉野石膏(株) ⇒10年間 ●日鉱金属(株) ⇒3年間 ●イオン財団 ⇒3年間(対県)	・間伐推進 ・団地化促進 ・森づくり会議の 開催 ・森づくり委員会に よる事業評価 ・NPO、森林ボラ ンティアとの共 働による施策 等々	・下川町森林づくり 寄付条例 ・下SC森林認証取 得・拡大 ・森林環境教育の展 開 ・森林療法 ・林業振興条例の制 定 ・森林バイオマス事 業 ・カーボンオフセッ ト事業等	・森づくり協定の締 結 ・民有林再生事業の実 施 ・金沢森林再生協会確 認事業 (緊急雇用対策) ・金沢林業大学の運 営 ※研修生:18名 ※期間:2年間 (年間40日程度)	
条例制定後の効果	取組みは進んでい ない	上記のとおり	林業を中心とする まちづくりを進め ていくことを改め て内外にアピール できた。	特に無し	・企業との連携、協 同の方針で進ん でいること。	・現場に直結する事 業計画を策定 ・森林所有者をその 気にさせる施策 展開	・森林づくりに関す る理念と責務、役 割を定めた条例 であるため、効果 の検証はしてい ない。	・記述なし	
条例制定後の 検討課題		市民に十分に知ら れていないため、今 後機会があるごと にPRしていく。		特に無し		・年間間伐量等、目 標値を高く設定 しすぎて苦勞し ている。	・条例そのものより も次の森林・林業の 課題をどう展開す るかが問題	・記述なし	
特記事項		基本計画書データ いただいている。 参考のため、各委員 に配布予定 ※盛りだくさんの 内容	・町独自の施策展開		・県の緑環境税のバ ックアップ有り ・企業との協働	・条例の策定を現場 レベルで積み上 げて作成したよ うで豊富な施 策・事業を展開 中。 ・毎年の取組み結果 を白書として作 成している。	・条例を補完すべく 多種多様な林業 施策を展開中。	・民有林再生事業 ※町会等と市の間で結 ぶ森づくり協定により 国、県補助事業は、市 補助の上乗せ補助、単 独事業は、メニューに より65~80%以内の補 助率を設定。	

3**対馬市森林づくり条例（たたき台）に対する協議・意見交換**

条例（たたき台）は、**別紙資料1**のとおり。

気になった点、追加又は削除条項等について、事前にご検討いただき当日お示し下さい。

（1）気になった箇所、修正すべき箇所

条 項	内 容

（2）追加若しくは削除すべき条項

追加すべき条項	削除すべき条項

4

その他（次回以降のスケジュール）【現時点】

月 日	内 容
1 月中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 回検討会内容公表（市 HP 等） ・ 条例（案）の作成【本日の協議結果をもとに】
2 月～3 月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業生産者に対する意見交換会開催（予定）
3 月中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 回検討会の開催 ※生産者との意見交換内容を反映させたものにて再協議
4 月中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例（案）送付【各委員】 ※場合によっては、第 5 回検討会の開催
4 月～5 月	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの実施 市広報紙、市ホームページ
6 月	<ul style="list-style-type: none"> 最終検討会の開催 ※市長答申用一式書類の協議、確定
7 月～8 月	<ul style="list-style-type: none"> 条例議案提出【庁舎内事務】
9 月	<ul style="list-style-type: none"> 市議会上程
10 月以降	<ul style="list-style-type: none"> ※条例議決の場合、条例を補完する実施計画策定に着手 ※検討委員会及び委員構成等については、各委員の委嘱延長、新規委嘱等も含め、後日検討予定

対馬市森林づくり条例検討委員会委員名簿（平成23年1月1日現在）

番号	団体名	氏名	住所	電話番号
1	九州大学 農学研究院 環境農学部門 森林環 境科学講座 教授	佐藤 宣子	福岡市東区箱崎 6- 10-1	092-642-2876
2	ながさき森林環境税基 金管理運営委員会委員	原嶋 理恵子	美津島町鶏知乙 104-20	54-4228
3	対馬森林組合 業務課長	大石 辰慶	厳原町南室 22-1	52-2677
4	対馬農協 営農部長	西山 雅之	厳原町中村 606-19	52-1116
5	対馬市漁業協同組合長 会 会長	小島 博實	美津島町久須保 美津島漁協	54-5020
6	対馬市食生活改善推進 協議会 会長	小嶋 多鶴子	事務局 南福祉保健センター	事務局：53-6111
7	林業生産者	小宮 伸之	瀬田協業体（上地区） 瀬田 971 番地	090-7380-7634
8	林業生産者	山口 清継	上槻協業体（下地区）	090-1194-6757
9	漁業者	細井 尉佐義	上対馬町古里 480- 2 新古里団地	090-6912-6255
10	長崎県 対馬振興局 林業課 林政班	松尾 尚洋	〒817-8520 対馬市厳原町宮谷 224	52-0318
11	（社）対馬林業公社 所長	梅野 善弘	〒817-8520 対馬市厳原町宮谷 224	52-0551
12	対馬野生生物保護セン ター 対馬自然保護官	水崎 進介	817-1605 長崎県対馬 市上県町棹崎公園	0920-84-5577
13	公募委員	上原 正敏	〒817-0155 厳原町豆酸瀬 138	0920-57-0200
14	公募委員	棧原 久之助	〒817-0011 厳原町宮谷 186	52-2055
15	公募委員	永留 浩	〒817-0016 厳原町東里 237-1	52-2906
16	公募委員	小松 勝助	〒817-0012 厳原町日吉 348-1	52-2823
17	対馬市 農林水産部長	比田勝 尚喜	厳原町国分 1441	53-6111
18	対馬市 市民生活部長	（旧）近藤 義則 （新）長郷 泰二	厳原町国分 1441	53-6111
19	対馬市 政策補佐官	松原 敬行	厳原町国分 1441	53-6111
事務局	対馬市農林振興課 課長	増田 敬一	厳原町国分 1441	事務局長 53-6111
	対馬市農林振興課 副参事	舎利倉 政司	厳原町国分 1441	副担当 53-6111
	対馬市農林振興課 副参事	八島 啓介	厳原町国分 1441	副担当 53-6111
	対馬市農林振興課 係長	西川 治臣	厳原町国分 1441	主担当 090-4992-7397
	対馬市農林振興課 技師	西山 祥吾	厳原町国分 1441	53-6111

